

平成24年12月25日

## 行動計画（第1回）

社会福祉法人 みなせ福社会

職員の働き方を見直し、特に女性職員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援のあり方を検討する。

1. 計画期間 平成25年2月1日～平成28年1月31日までの3年間
2. 内容

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1：妊娠中の女性職員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して職員に配布し、制度の周知を図る

<対策>

- 平成25年1月～職員の具体的なニーズ調査、母性健康管理についての情報収集
- 平成25年5月～制度に関するパンフレットを作成し職員に配布する

目標2：妊娠中や産休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置する

<対策>

- 平成25年5月～相談窓口の設置について検討する
- 平成25年7月～相談員の研修を行う
- 平成25年11月～相談窓口を設置することを職員に周知する

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標3：所定外労働の削減のため、ノー残業デーを月に2日設定する

<対策>

- 平成25年5月～残業時間の現状を把握する
- 平成25年7月～制度の内容について検討する
- 平成25年10月～計画的に取得しやすいよう管理職に対する説明を行う
- 平成25年12月～制度を導入して職員に周知する

**★社会福祉法人 みなせ福祉会さん**

「介護施設は女性が多い職場ですので、子育て関連の休暇等が充実していることが必要です。最近、結婚・出産・育児の嬉しい知らせが続いています。将来を支える若い世代が安心して出産・育児を迎えられるように、職場としてバックアップする体制づくりを目標にアドバイザーと相談して作りました。家庭・子育て・仕事の歯車がうまくかみ合って、いきいきと過ごしてもらえるように応援したいと思います。」

**★目標を達成するにはどうしたらいい？**

**次世代育成サポートアドバイザーからひとこと**

**社会保険労務士 高橋 彰さん**

「社会福祉法人みなせ福祉会さんは、働きながら子育てしていくことのスタートである「育児休業制度」が活用しやすい慣習ができています。」

この度、子育て中の職員さんの職業生活と家庭生活の両立を支援する為の雇用環境の整備という観点から、制度の周知を図ると共に相談窓口の設置を計画しました。そうすることで、子育て中の職員さんが子育てに関して困った時やわからないことがあった時等、職場内で気軽に相談でき、安心して子育てができると思います。また、仕事柄、時間のけじめがなかなかつけにくいことが多いと思い、ノー残業デーの設定をしてみました。このことによって、その部分が少しずつ解消していければと思います。」